

文 spo の 健 康 ウ オ ー キ ン グ (元箱根周辺を歩く)

～歩くことによって、健康への関心を高めるとともに、地域の

文化や自然への理解を深め、ふるさとを再発見してみませんか～

—箱根神社・九頭竜神社（新宮）・箱根元宮を参拝—

【実 施 日】 7月24日（水）

【集合時間】 9時30分

【集合場所】 元箱根観光駐車場（第2鳥居横）

【コ ー ス】 元箱根観光駐車場～箱根神社・九頭龍神社（新宮）～箱根園・箱根駒
ケ岳ロープウェイ乗車～箱根元宮～駒ケ岳ロープウェイ乗車・箱根園
～元箱根観光駐車場（14：00頃到着予定 解散）
・昼食は、コースの途中でとります。
・ロープウェイ乗車代（往復1,800円）各自負担
・到着時間は前後する場合があります。

【対 象】 町内在住、在勤者および当財団賛助会員並びに会員家族

【定 員】 20人（先着順）

【案 内 人】 箱根観光ガイド協会 安井 彪 さん

【そ の 他】

- ・ 参加費は無料です。
- ・ ハイキングのできる服装および靴で参加してください。
- ・ 昼食は各自持参してください。
- ・ 当日は、神奈川県西部の降水確率が午前・午後いずれかが40%以上の場合は中止します。（電話 0465-177）

申込・照会先 （公財）箱根町文化・スポーツ財団 電話（87）5222

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地）
～裏面もご覧ください～



イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

6 年度 5 月末現在地域別捕獲頭数

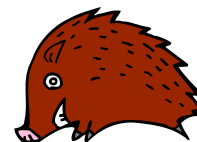
(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ		2	1		2	5	わな 5、銃器 0
ニホンジカ			4	5	4	13	わな 13、銃器 0

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



月 日

サイン

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和 6 年 6 月 25 日発行】

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ります

(6月7日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1392	スチームユニオン	高圧スチーム洗浄機 箱入り、付属品有り	新品	要相談
1393	バイク用ヘルメット	フルフェイス 複数個有り	多少傷有	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

